

議案第 77 号

平成 28 年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

平成 29 年 9 月 4 日

提出者 瑞穂町長 杉浦 裕之

平成28年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成28年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成28年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

平成29年7月26日（水）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額80万6,268円、歳出総額52万3,524円で、歳入歳出差引残額28万2,744円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が80万6,268円で、調定額に対し100%の収入率である。

収入のおもなものは、収入全体の61.27%を占める基金繰入金、38.70%を占める繰越金等である。

歳出の状況は、支出済額が52万3,524円で、予算現額に対し64.55%の執行率である。

支出のおもなものは、総務費では委員報酬、管理等委託料及び長岡財産区基金積立金等である。

以上が決算の概要であるが、平成28年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

平成29年8月4日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 高水永雄